

原野商法で  
買った山林、  
国に引き取って  
もらえる？

事例 数十年前に原野商法

にだまされて購入した山林を所有している。自分の死後、この土地のことで子や孫に迷惑をかけたくないので、国や自治体に引き取ってほしいと前々から考えていた。そういった制度ができたと聞いたが、本当か。

死亡した家族が所有していた土地を残された遺族がそのまま放置し、誰が所有者なのか分からなくなった「所有者不明土地」の総面積は、九州よりも広いといわれています。対策として、令和5年4月から「相続土地国庫帰属制度」が始まりました。

この制度を利用することで、相続などにより取得した土地の所有権を国に移転(国庫に帰属)することができるようになりました。

事例のような山林や原野の処分に困っている人には朗報の

ようですが、利用できる要件が厳しいのが現状です。

(1)◇境界が明らかである。◇建物がない。◇管理会社などが関与していない。など、争いがな

い土地に限られます。(2)申請できるのは、相続などによって土地の所有権を取得した相続人だけです。売買や贈与などにより土地を取得した人は申請できません。

つまり、事例のような原野を購入した当事者は利用できません。また複数人で所有している場合は、共有者全員で申請する必要があります。なお、制度開始前に相続した土地でも申請は可能です。

申請時には一筆当たり1万4000円の審査手数料が、承認を受けた後は面積により負担金が必要です。詳しくは法務局へ問い合わせてください。

「国庫帰属制度の負担金より、安く土地を引き取ります」「測量が必要です」「手続きを代行します」などと勧誘する、制度に便乗した二次被害も懸念されますので、注意してください。

消費生活センター

TEL 6319・1000  
FAX 6319・1500